

税

あなたの税が支えます 市町村税徴収強化月間2010夏

市では、栃木県と協働により、納税の公平と税収の確保を図るため、7月から8月を「市町村税徴収強化月間2010夏」として、徴収の強化に取り組んでいます。

平成19年度に国から地方への税源移譲が行われ、所得税が減り、住民税が増えました。

しかし、財源ではなく税源の移譲ですので、住民税の収納率が低いと市の予算は少なくなってしまう。このことは、市の予算に占める住民税の割合が大きくなったことを意味し、税収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなるなど必要な住民サービスの提供に支障をきたすこととなります。

一人ひとりが大田原市を支えます

これからは、市民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの市を支えていくことになるのです。

自主的な納付をお願いします

期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分(差押・公売など)を行います。

差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索を行ったり、自動車や車を差し押さえることもあります。

徴収確保に向けた市の取り組み

- ① **納税相談** 市税などを納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。
 - ② **納税催告** 納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書などの送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。
 - ③ **財産調査** 官公署、金融機関、保険会社、通信機関などに対して滞納者の財産を調査します。
 - ④ **給与調査** 滞納者の給与を差し押さえるため、勤務先に対し給与調査を行います。
 - ⑤ **差押処分** 不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差し押さえを行います。差し押さえ後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。
- **問い合わせ**
収税課徴収係
☎(23)8703

産業

危険物取扱者保安講習

● **日時** 8月25日(水)

● **給油取扱所講習**
午前9時30分～午後0時30分

・一般(その他)講習
午後1時30分～4時30分

● **場所** 金田北地区公民館

● **講習区分** 給油取扱所講習(給油取扱所に従事する方)、一般(その他)講習(給油取扱所以外の施設に従事する方)

● **講習科目・時間**

・危険物関係法令に関する事項 1時間
・危険物の火災予防などに関する事項 2時間

● **対象者** 危険物の製造所、貯蔵所または取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者。

※継続して危険物取扱作業に従事している方は、免状の交付を受けた日または前回講習を受けた日から3年以内ごとにこの講習を受けなければなりません。

※免状の交付または前回講習を受けた日から3年以上経過して、新たに危険物の取扱作業に従事することになった方は、従事することとなった日から1年以内にこの講習を受けなければなりません。

※危険物取扱者免状の所有者で、現に危険物の取扱作業に従事している方は、保安講習を受講しなければならない法律上の義務があります。

● **定員** 各100人

● **受講手数料** 4700円(栃木県収入証紙)

● **受付期間** 7月26日(月)～8月2日(月) 土・日曜を除く午前8時30分～午後5時15分

● **受付場所** 大田原地区広域消防組合 消防本部予防課

※受付時に危険物取扱者免状の確認を行いますので、必ず危険物取扱者免状を持参してください。
※受講申請書および講習会案内などは、消防本部および消防署・各分署で配布しています。

問い合わせ

(社)栃木県危険物保安協会連合会

☎028(622)0438

大田原地区広域消防組合
消防本部予防課

☎(22)3016

「森と湖に親しむ旬間」 ダム的一般公開

日時・場所

- ① 7月27日(火) 西荒川ダム(塩谷町)
 - ② 7月28日(水) 東荒川ダム(塩谷町)
 - ③ 7月29日(木) 寺山ダム(矢板市)
 - ④ 7月30日(金) 塩原ダム(那須塩原市)
- 各日とも午前10時～正午、午後1時～3時

内容

・西荒川ダム・寺山ダム ダムの操作室などを公開
・東荒川ダム・塩原ダム ダムの操作室、ダム堤体内部を特別公開

● **参加費** 無料

問い合わせ

那珂川水系ダム管理事務所

☎0287(43)5224